

## <資料 1>

### 重点大型研究計画策定における審査・評価プロセスについて（抜粋）

日本学術会議科学者委員会  
第 24 期研究計画・研究資金検討分科会  
(2019 年 7 月 19 日分科会決定)

#### 1. 重点大型研究計画審査小委員会の構成

重点大型研究計画審査小委員会（以下、審査小委員会）（注）は、研究計画・研究資金検討分科会（以下、本分科会）委員、および各分野（部）別学術大型研究計画評価小分科会（以下評価小分科会）の委員長もしくはその代理（以下、評価小分科会委員長）で構成される。ただし、提案者は審査小委員会の構成員（以下、審査小委員会委員）になることはできない。

（注）審査小委員会は通称であり、本分科会において評価小分科会委員長を参考人として招聘することにより会議が成立するものとする。

#### 2. 重点大型研究計画の制定

新規の重点大型研究計画は、学術大型研究計画の中から、10-20 件程度を、諸観点から速やかに推進すべき計画として選択する。

#### 3. 重点大型研究計画の審査・評価のプロセス

- ① 本分科会は、学術大型研究計画に関して、別表 1 にもとづいて分野（部）毎にヒアリングの対象とする提案を定める。ただし、本分科会が必要と認めれば、上記に加えて若干数の提案をヒアリングの対象に追加することができる。
- ② ヒアリングは、2019 年 9 月 14 日（土）から 16 日（月）の 3 日間実施する。
- ③ 審査小委員会委員は、学術大型研究計画審査・評価結果及びヒアリングに基づき、**科学者としての自らの見識の下**で厳正に提案を評価する。ただし、評価の対象はヒアリングを行った提案のみとする。また、利害関係者の排除の観点から、自らの活動に関連する提案の評価には関与しない等、マスタープラン 2020 策定に関わる利益相反排除の方針に従うこととする。
- ④ 本分科会は、審査小委員会委員の評価点数の平均値に従って順位付けを行い、それに基づき審議し、新規の重点大型研究計画を 10-20 件程度策定する。必要であれば、再度ヒアリングを行うことができる。

- ⑤ 本分科会は、マスタープラン 2020 策定が日本学術会議の意思の表出であるという観点に立ち、各部から一定数程度以上の計画が重点大型研究計画に含まれるように配慮する。ただし、この場合の「一定数程度」は2 ないし3 と理解する。
- ⑥ 重点大型研究計画の評価結果の公表形式は今後議論することとする。

#### 4. 重点大型研究計画の評価法について

(ア) 審査小委員会委員は、利害関係を持たず、かつヒアリングを自ら行った全ての提案（以下、全評価対象提案）について、以下の8項目に関して3, 2, 1 の3段階で絶対評価する。

- 1) 計画の学術的意義（国際性や国際連携についても観点に含める）
- 2) 科学者コミュニティの合意（コミュニティの拡がり及び合意のレベルについても観点に含める）
- 3) 計画の実施主体の明確性（合意のレベルについても観点に含める）
- 4) 計画の妥当性（装置等の開発・製作・設置だけでなく、運用計画と共同利用体制の充実度、その後の計画（雇用、人材育成等を含む）それぞれに必要な期間や予算措置についても観点に含める）
- 5) 共同利用体制の充実度
- 6) 社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献等)
- 7) 成熟度（予算化のための計画の準備状況についても観点に含める）
- 8) 我が国としての戦略性、緊急性

特に優れている場合を「3」として、優れている場合には「2」、優れていない、もしくは問題がある場合には「1」とする。

(イ) 審査小委員会委員は、全評価対象提案について、5 を最高評価点にして5段階で総合評価を行う。ただし、評価は相対評価であり、評価点の分布は下記のとおりとする。

- 5 全評価対象提案の約 20%
- 4 全評価対象提案の約 20%
- 3 全評価対象提案の約 20%
- 2 全評価対象提案の約 20%
- 1 全評価対象提案の約 20%